

(仮称) 町田市障がい者福祉計画
21-26 (案)
パブリックコメント実施結果

町田市地域福祉部障がい福祉課
2021年2月

（仮称）町田市障がい者福祉計画

21-26（案）

パブリックコメント実施結果

「（仮称）町田市障がい者福祉計画 21-26」の策定にあたり、下記のとおり意見を募集いたしました。貴重なご意見をお寄せいただきありがとうございました。ご意見は本計画の策定および今後の市政の参考にさせていただきます。

1 募集期間

2020年11月10日～2020年12月9日

2 意見の募集方法

町田市ホームページへの資料掲載の他、公共施設で資料の閲覧・配布を行いました。

3 お寄せいただいた意見の内訳

129名の方から235件のご意見をお寄せいただきました。

（回答者属性：障がいのある方本人95名、当事者家族14名、事業所職員2名、支援者1名、町田市外にお住まいの障がいのある方本人1名、一般市民1名、不明15名）

※意見の提出用紙には回答者属性に関する項目は設けていないため、ご意見の内容から集計しています。

分野別の意見件数

	分野	件数
第1章	基本理念	1
	基本視点	1
	基本目標	1
	計画の位置づけと期間	4
第2章	1 学び、文化芸術、スポーツ活動のこと	17
	2 暮らすこと	108
	3 日中活動・働くこと	22
	4 相談すること	14
	5 家庭を築くこと・家族を支えること	8
	6 保健・医療のこと	10
	7 情報アクセシビリティのこと	5
	8 生活環境と安全・安心のこと	19
	9 差別をなくすこと・権利を守ること	1
	10 行政サービスのこと	6
	11 理解・協働のこと	14
第3章	計画の実現に向けて	1
その他	その他	3
	総計	235

ご意見の概要と市の考え方は次のとおりです。

※とりまとめの都合上、いただいたご意見は要約し掲載していません。また、同様のご意見は集約しています。

番号	ご意見	市の考え方
第1章 計画の基本的な考え方		
1 基本理念		
1	<p>この基本理念の実現を目指すのであれば、障がい者に対する接し方を幼少期から学ぶ必要があるのではないのでしょうか。海外では、じつにさりげなく障がい者をフォローしてくれます。「身体」「視覚」「聴覚」「高齢者」「子育て」それぞれの「接し方」の授業があるといいですね。実際の当事者が授業に参加すればもっといいと思います。個人のマナーの問題で片づけないでください。幼い時から学べていないのであれば、学ぶ機会を作ったり一緒に何かする機会を作ったりすることもいいでしょう。</p>	<p>町田市教育委員会では都立の特別支援学校に通う小・中学生が住んでいる地域の小・中学校に副次的な籍をもち授業等への参加などを通じた交流をはかることで、学齢期から障がいについて理解を推進するとりくみを行っています。町田市子ども発達支援計画においてもこのような交流や共同学習を推進していくことが記載されています。</p> <p>本計画としても、町田市子ども発達支援計画や教育分野の部門計画と整合を図るとともに、市民・事業者等の障がい理解を広げる取り組みをすすめてまいります。</p> <p>いただいたご意見はその際の参考にさせていただきます。</p>
2 基本視点		
2	<p>＜1 基本理念視点（3）さまざまな障がいや個別の状況に配慮する＞で、「視聴覚の障がいをあわせもつなど、…」と例示されたのはとてもよいと思いますので、「重複障がい」もあるという状況をさらに明確に記述する方がなお良いと考えます。以下、修正文案を提案いたします。</p> <p>→施策の検討・実施にあたっては、性別、年齢、国籍、障がいの状態、</p>	<p>ご指摘をふまえ該当部分の文言を修正いたします。</p>

	生活の実態などのほか、発達障がい、難病、高次脳機能障がい、視聴覚の障がいをあわせもつなどの重複障がいといった、個別の状況に十分留意します。	
3 基本目標		
3	目標2について 発達障がいは知的、精神より新しい障がい名です。今現在20代から40代ぐらいの方は発達障がいの支援教育を受けることなく、不登校や引きこもり、そして精神障がい者としての受診を余儀なくされた方もいます。苦しい道のりだった発達障がいの方のために、知的や精神と同様あるいはそれ以上（新しいので）に差別なく発達障がいの理解を促進してほしい。	本計画はさまざまな障がいや個別の状況に配慮してすすめていくことを基本視点（大切にしている考え方）としています。 いただいたご意見につきましては、「理解・協働のこと」の分野における重点施策である理解促進研修・啓発事業に取り組む際の提案として受け止めさせていただき、今後の参考にさせていただきます。
4 計画の位置づけと期間		
4	「町田市障がい者計画」と「町田市障がい福祉事業計画」を一体的に策定した計画であるということですが、「計画の基本的な考え方」や「計画の実現に向けて」の内容が6年更新であり、今回のようなパブリックコメントは6年に1回に減ってしまうと聞いています。6年に1度の更新は少なすぎるため1年に1度または3年に1度の見直しと市民による評価や意見が必要なのではないのでしょうか。（同様意見他3件）	障がい者施策を計画的かつ効果的に推進するためには、長期的な展望も必要であると考えております。 本計画では、障がいのある市民を対象とした実態調査の結果などを踏まえ、長期的に実現を目指す基本目標や基本理念等を計画の「第1章基本的な考え方」にまとめております。 この内容に関しては「第2章町田市がとりくむこと」に記載される短期的なとりくみの積み重ねによって達成される性質のものであると考えております。 第2章につきましては、3年後に見直すこととなりますが、その際に長

		<p>期的な展望を意識して見直しすることで、一貫性のある障がい施策の推進が可能になると考えております。なお、いただいたご意見のうち、市民による評価や意見が必要ではないかということにつきましても重要なご指摘であると認識しております。3年後に第2章を中心とした見直しを行う際には市民のみなさまのご意見をうかがう機会を設けます。</p>
第2章 町田市が取り組むこと		
1 学び、文化芸術、スポーツ活動のこと		
5	<p>成瀬体育館の会議室を利用してサウンドテーブルテニスをしています。自由な会議などあれば使えません。自由に何時でも使える部屋を用意してください。また、専用のプレイ台が無いため、成瀬体育館では、数十台ある卓球台の中からサウンドテーブルテニスで使用が認められている台を見つけ会議室に搬入、手作りの枠（持ち込み）の取付け、会場設営などを行つています。このようなことが年々難しくなっているため専用のプレイ台の設置を切に願います。（同様意見他2件）</p>	<p>スポーツ活動に関する主なとりくみとして、引き続き、障がいがある人がスポーツを楽しめる機会の提供や環境整備などをおこなっていくことを明記しております。</p> <p>いただいたご意見はこのとりくみを進める際の参考にさせていただきます。</p>
6	<p>ポッチャやスティックボールで使用する道具一式をスポーツ施設で保管及び管理してほしい。</p>	
7	<p>障がいがあるため健常者と同等にスポーツをすることができません。体にハンディのある人々が、安心して活動できる施設がないので、障がい者・高齢者専用施設を設置してほしい。町田市に単独で設置できないならば近隣の施設が使えるように交渉してください。（同様意見他1件）</p>	

8	町田市障がい者スポーツ大会ではサウンドテーブルテニスは行われていません。これでは視覚障がい者はこの大会に参加するなといっているのに等しく、参加へのバリアになっているといわざるを得ません。	スポーツ大会では、障がいの種別に関わらず全ての方にスポーツを楽しんでいただくため、会場の一部でポッチャ教室などの開催に取り組んでいます。 より多くの方にご参加いただけるよう、競技プログラムの改善を検討してまいります。
9	既存の市内各施設を障がい者・高齢者等が優先的に利用できるようにしてほしい。	既存の市内各施設の利用に関するご意見として賜り、今後の参考にさせていただきます。
10	青年学級はいつもすぐに定員が埋まってしまって入れないようですが、定員を増やすような施策は考えておられるのでしょうか？	2019年度、2020年度ともに、希望者全員が参加しています。定員増のために、青年学級を支える支援者確保に向け、Twitter、YouTube、大学への出前講座、教育実習生の受け入れ、市民に向けたコンサート活動などを通して多くの方に障がいのある人の学びの大切さを伝えていきます。
11	月に1~2回、発達障がい者(精神障がい者を含む)が卓球などのスポーツをできる場所と教えていただけるボランティアスタッフ(発達障がい者精神障がい者に理解のある)の確保を。(同様意見他1件)	発達障がい、精神障がいのある方にご参加いただける「障がい者卓球教室」を町田市立総合体育館等で開催しています。いただいたご意見につきましては、障がいがある人がスポーツを楽しめる機会の提供や環境整備などをおこなっていく際の参考にさせていただきます。
12	発達障がい当事者の余暇活動がまだ充実していない。障がい者の余暇活動の枠に発達当事者が楽しめる企画を継続的に開催できるようにしてほしい。まちプラの土日開設があるとよい。	障がい種別にかかわらず障がいがある全ての方の余暇活動が充実するよう取組をすすめます。まちプラは以前は土曜日も開所していましたが、利用者のニーズ調査を行った結果、平日日中の開所の希望が多かったことから、取りやめた経緯がございます。

		今回いただいたご意見については各事業を推進する際の参考にさせていただきます。
13	インクルーシブスポーツについて、具体的にどういうものを想定しているのか良く分からないのですが、「ゆるスポーツ」のようなものを取り入れて、スポーツ弱者と言われる人たちが楽しめるような企画をお願いしたいです。	スポーツ活動に関する主なとりくみとして、引き続き、障がいがある人がスポーツを楽しめる機会の提供や環境整備などをおこなっていくことを明記しております。 いただいたご意見はこのとりくみを進める際の参考にさせていただきます。
14	スルーネットピンポンは台、ネット、ラケット等はサウンドテーブルテニスと同じですが、ラリーを目的としているので、視覚障がい者以外の方も健常者の方も楽しめるスポーツです。この環境を作ることで、障がい者理解は進むと悪います。	
15	「まなびテラス」は基本的に文字の読み書きや小・中学校程度の学力を身身につけたい方のための学習会であって、障がい者に向けたものではないのでは？これをここに入れること自体があまりにも安直すぎるような気がするのですが・・・。	「まなびテラス」は対象を「16歳以上のどなたでも」としております。その中には不登校経験者や外国籍の方、そして発達障がい、高次脳機能障がいや視覚障がいがある人も参加している実情があります。 このような実績を踏まえ、障がいがある人の社会教育において、ひとつの選択肢になるのではないかと認識しています。
16	障がいがあっても、自分の夢や将来のために、大学等に進学したり働きたいと思う障がい者はいると思う。制度が整っていないという理由でそういった希望が失われるのはとても悲しいことだ。そういった思いを抱いている障がい者たちの挑戦する気持ちや可能性が広がるように、大学等や職場でヘルパーを使えるような仕組みを整えてほしい。	学業や雇用の場面におけるヘルパー利用にニーズや課題があることについては市として認識しております。他市とも連携を図りながら国や都への課題提起や要望をしていくことについて検討していくとともに、引き続き、他のサービスも含めどのようなことができるか研究してまいります。

17	<p>＜「1 学び、文化芸術、スポーツ活動のこと」の【社会教育（生涯学習）】＞関連で、ここでの障がいや支援を必要とする人は、「来館が困難な人」だけでなく、“紙媒体による通常の文字を読むのが困難な人”にも当たります。そうした人たちのための“個々の支援”になりますので、以下のように修正文案を提案いたします。また“読書バリアフリー”の語を追記して補足いただけますと幸いです。</p> <p>→・市立図書館では、視覚障がいがある人や肢体不自由や寝たきり等で来館が困難な人や、紙資料による通常の活字を読むのが困難な方のために、対面朗読をはじめ、資料貸出（点字、録音、CD、DVD、一般図書等の宅配含む）をおこない、学習を支援しています。…中略…また、2019 年度には、「視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（読書バリアフリー法）が施行され、視覚障がいがある人等の個々の読書環境のバリアフリー化の推進が求められています。今後、必要に応じて国や都、近隣市などとも連携してとりくみます。</p>	<p>いただいたご意見を参考に、該当部分の文言を修正いたします。</p>
2 暮らすこと		
18	<p>65 歳になるまで障がい福祉サービスを利用してきた低所得の高齢障がい者が、引き続き障がい福祉サービス相当を利用できるようになったが、「障がい者の望む地域生活の支援」としては、慣れている障がい福祉サービスを利用できるようにしてほしい。</p>	<p>65 歳以上の方のサービスの利用については、介護保険制度優先の原則がありますが、介護保険では受けられないサービスがある場合等、個別の事例ごとに支給決定をしているところです。</p>

19	<p>身近な方々が相次いで市外の施設に移らざるを得ない現実を目の当たりにし、心が痛みます。町田で暮らせる方法を確立してほしい。財政面であれば、受益者負担もある程度はあってもよいのでは、と思う。</p>	<p>親なき後も住み慣れた町田市で暮らし続けられるように、重点施策3・5に記載のとおり、地域生活支援拠点等の整備や重い障がいがある人の利用できるグループホームのあり方の検討等にとりくみます。</p> <p>計画の推進にあたっては、いただいたご意見をふまえ、施策にとりくんでまいります。</p>
20	<p>この度、私は精神病院に入院しました。入院には親が高齢化して難儀しました。親亡き後の生活が不安です。皆さんの障がい者への理解が必要と考えます。（同様意見他2件）</p>	<p>いただいたご意見をふまえ、本計画にかかげる2つの基本目標である「地域での暮らしを生涯にわたって支える仕組みをつくる」こと、「障がい理解を促進し、差別をなくす」ことにとりくんでまいります。</p>
21	<p>一人暮らしを希望する知的障がい者や発達障がい者はいるし、親亡き後、自宅でそのまま暮らしたい障がい者もいると思う。そういう人たちを支援するサービスを考えてほしいです。</p> <p>地域生活支援拠点はグループホーム等に入ることを目的にしているようですが、親亡き後も自宅に住み続けることも目的として欲しい。</p>	<p>「2章 2暮らしこと」の記載のとおり、グループホームだけでなく、一人暮らしも含めた、本人の希望に応じた地域での暮らしができるような支援にとりくむ旨記載しております。</p> <p>いただいたご意見は、施策にとりくむ際の参考にさせていただきます。</p>
22	<p>私が入院するたびに障がいのある娘の日常生活のことで大変な思いをしています。（娘はグループホームを利用していますが）土日の宿泊は基本していないといわれ、決められた時間数しかないガイドヘルプ利用（時間数をこえたら実費）、有料の宿泊（時には移動手段も有料）利用でなんとかしのいでいますが、何のためのグループホームなのか、親なき後はどうになってしまうのか心配で仕方がありません。</p>	<p>個別のご相談につきましては、相談窓口において丁寧な対応に努めてまいります。</p>

23	<p>将来はグループホームを希望していますが、現在はマンパワー不足で娘のような全介助ですと利用が厳しいです。体制整っていきますよう対策をお願いします。</p>	<p>重い障がいのある人のグループホームの整備について、重点施策5のなかで、町田市に計画的にグループホームを整備していくための検討を行ってまいります。</p> <p>いただいたご意見は施策にとりくむ際の参考にさせていただきます。</p>
24	<p>グループホームについて。精神障がい者、発達障がい者の知識や理解を有する方が運営するグループホームを開設していただく。そして、精神障がい者、発達障がい者の知識や理解を有するケアマネージャーのような方にも関わっていただく。</p>	<p>いただいたご意見を参考に、グループホームの開設相談の際にニーズを伝えさせていただきます。</p> <p>また、「ケアマネージャーのような方にも関わってもらう」というご意見については、計画相談支援事業所においてそういった役割を担えるよう、市内事業所の支援力の向上に努めてまいります。</p>
25	<p>重い障がいのある方のグループホームを計画的に整備していくための検討とありますが、現在、ご家族の高齢化に伴い、重い障がいをお持ちの方の次なる生活の拠点の少なさは、急を要する課題だと考えます。具体的な目標値を定め、取り組んでいただきたいと思えます。（同様意見他2件）</p>	<p>重い障がいのある方のグループホームが市内に少ないことにつきましては、市としても課題として認識しております。</p> <p>いただいたご意見は、重点施策5の会議に引継ぎ、検討の際の参考とさせていただきます。</p>
26	<p>グループホーム事業所開設推進について、この5年で多くのグループホームができたが、多くが障がい者ビジネスとして新規参入した株式会社等が大半で、サービスの質や地域のニーズに十分対応した施設になり得ていないことが少なくない。行政は新設の事業者に対し障がい者計画・障がい福祉事業計画の内容説明や地域のニーズについての周知を事業者徹底してもらいたい。</p>	<p>現在も、グループホームの新規開設相談の際には地域のニーズなどを伝えていきます。いただいたご意見を参考に、今後も計画や地域ニーズの周知を徹底してまいります。</p>

27	<p>グループホーム・ショートステイについて</p> <p>数は増えているようですが依然として一人ひとりのニーズに合ったホームは少なく、ショート利用も希望者による抽選や申し込み順が行われているので、利用の実績だけでなく希望者の人数も考慮してください。また、利用者のニーズに込えている希望者の多い事業所については、そのサービスが継続拡大できるような支援をしてください。特に重度行動障がいや医療的ケアのある人を受け入れてくれるところが少ないです。</p> <p>(同様意見他1件)</p>	<p>重度の行動障がいや医療的ケアの必要な方の利用できるグループホーム・短期入所事業所が不足していることについては、市も課題として認識しております。</p> <p>重い障がいのある方の利用できる短期入所事業所の基盤整備については重点施策11においてとりくむ予定です。</p>
28	<p>市内のケアホームでくらしていますが、大人の人だけでくらすのは限界です。大人の人が子供と一緒にくらす施設が出来るようにしてください。せめて、幼稚園の園児の人とくらしたいです。また、ケアホーム・各グループホームを、大人だけでくらすのは廃止して、子どもを受け入れてほしいです。大人の人が子供と一緒にくらすのは、もっといろんな楽しい事が増えるからです。</p>	<p>障がいのある大人と幼稚園の子どもと一緒にくらすケアホーム・グループホームについて、市では、そういった施設を今後開設する予定はありません。</p>
29	<p>障がい者が自立した生活ができるために市営や都営住宅の拡充が必要です。公共の住宅に応募してもなかなか当たらないし、まして一人で住む公立の住宅が、ほとんどないです。新設が無理ならURの空き部屋などの活用をお願いします。</p>	<p>公営住宅について、単身世帯向けの住宅の需要が高く、供給が追いついていない状況にあります。空き部屋はファミリー向けの物件となっており、町田市としても、東京都等に単身向け住宅の拡充の要望を出しているところですが、引き続き要望を続けてまいります。</p>
30	<p>JKK等で、障がいに応じた建物の改装などが適切にできない事例があります。柔軟な対応をお願いいたします。</p>	<p>JKKについては、民間事業者のため町田市は指導・監督する権限がありません。公営住宅については、いただ</p>

		<p>いたご意見を参考に要望を伝えてまいります。</p>
31	<p>重点施策4に掲げている保健・医療・福祉関係者の定期的な連携は実現可能なのでしょうか。それぞれ多忙であり時間的な問題があるように思います。</p>	<p>精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築は、国の指針にも成果目標が示されており、町田市としても重点施策として取り組んでまいります。</p>
32	<p>重点施策4 町田は、八王子地域と一緒に精神障がい者の地域移行を進めているはずだが、実際のところ、町田市内の精神病院への地域移行の支援は具体的に始まっているのでしょうか?近年、ピアサポーター、ピアカウンセラーとして地域移行の手伝いをしたいという方が増えてきています。具体的な目標値を掲げ、支援したい人と、地域に戻りたい人がつながるようなルートづくりをして欲しいのです。</p>	<p>いただいたご意見は、「保健・医療・福祉関係者による会議体」における協議のなかで参考にさせていただきます。</p>
33	<p>障がい者が、いつでも利用できるタクシー券支給制度を設けてください。(同様意見他74件)</p>	<p>いただいたご意見をふまえ、タクシー券等も含めた、障がい者の移動やアクセスを保障するための方策のあり方の検討を行うことを「2章 2 暮らしやすさ」の「主なとりくみ」に記載します。</p>
34	<p>地域生活支援拠点等がイメージできませんでした。これは、障がい者支援センターの機能になりますか?現在支援センターは民間の運営になっていますが、支援センターの業務が膨大になっていくと次の委託先が見つかるのか気になります。業務が継続して充実したものになるよう希望いたします。</p>	<p>町田市における地域生活支援拠点等は、地域の障がい者支援センターを中心とした面的整備を行います。障がい者支援センターが中心となり、短期入所や相談支援事業所、日中活動サービス事業所等の地域資源を活用し、コーディネートを行うことで当事者の地域生活を支える体制について検討してまいります。</p>

35	<p>視覚障がい者の目となるスマホの日常生活の拡大読書器としての加入（スマホで文章・色の認識・拡大鏡・道案内他）</p> <p>日常生活一覧の補助金額の見直し（記載されている基準額の現状に合った額に変更を希望）</p>	<p>日常生活用具の品目の見直しについては、近隣区市町村の状況等を注視しながら研究してまいります。</p>
36	<p>発達障がい者に特化した内容の冊子作成、配付。また、拠点となる各支援センターごとに専門知識のある相談員を常に配置。（冊子に特に記載してほしい内容）成人の当事者及びその家族のために提供している支援サービス。</p>	<p>現状では、町田市では発達障がい者に特化した冊子等は作成しておりませんが、障がい種別に関わらない「町田市障がい者サービスガイドブック」にて、網羅的なサービスのご案内をしております。発達障がいにつきましても、東京都発達障害者支援センターのホームページ等で相談機関の一覧を掲載しております。東京都発達障害者支援センターにおいて専門相談を受け付けているほか、町田市では障がい福祉課・地域の障がい者支援センター・保健所・児童発達支援センター等が相談窓口となっております。成人の当事者の障害福祉サービス等の利用については、地域の障がい者支援センターが相談窓口となります。冊子の作成についてはご意見として賜り、今後の施策の参考にさせていただきます。</p>
37	<p>【訪問系サービス】</p> <p>現場感覚としてとても疑問を持たざるを得ない見込み量です。居宅支援も、重度訪問介護も、また同行援護も行動援護さえ、「必要としている人」が受けられていない現状があるからこそこんな数値で済まされてしまうのでは?と思わざるを得ないような数値です。時間数が足りず我慢している現状があり、結果的にボランティアで埋めざるを得ない現状は</p>	<p>障害福祉サービス等の見込み量については利用実績の伸び率や将来的な利用人数の増加等も加味して検討しております。</p> <p>一方で、訪問系サービスについては、ヘルパーの人手不足が背景にあり、利用時間数が実際のニーズよりも少なく抑えられてしまっているのではないかとご指摘もいただいているところです。</p>

	<p>とても健全な福祉サービスとは言えない。「求めたサービスが得られない!」という声が市中に蔓延することこそが、「必要な人が支援を受けられなくなる」一番の原因だと自覚しもう一度この数値見込み量を見直していただきたいです。</p>	<p>いただいたご意見を参考に、福祉人材確保に取り組むとともに、障がいのある方の様々なニーズに応えられるよう、計画の推進にあたっては、より丁寧なニーズの把握につとめてまいります。</p>
38	<p>地域生活支援事業の訪問入浴サービスについて、現時点で利用枠に空きがなく、利用したくても出来ない人がいるが、見込量（30人）に変化がありません。人数を増やしていくことを検討してほしい。</p>	<p>現時点では、利用者すべてのニーズに応えられていない状況があることを認識しております。</p> <p>訪問入浴サービスは、訪問入浴サービス事業を実施している町田市社会福祉協議会に対し町田市が事業補助を実施しています。町田市社会福祉協議会への補助を継続するとともに、同サービスの効果的な運営について検討してまいります。</p>
39	<p>訪問入浴サービスの事業所数を増やすことも必要ですが、同性スタッフのサービスの提供ができないと、利用に結びつかない例もあります。性別を無視してはできないサービスだと思います。より中身も充実できる方向性になるとよいです。</p>	
40	<p>重度訪問介護の外出加算の中に通院加算も含まれると考えられているようだが、外出は社会参加と余暇活動、通院は身体を維持するために必要不可欠なものである。この2つは別々に考え、それぞれ算出するべきではないのか。</p> <p>また、各加算の性質の項目に、「目的外の利用はできない」という文言があるが、せめて「利用すると見込まれる時間」に文言を変更できないものか検討してほしい。</p>	<p>町田市の重度訪問介護の支給基準については、市内事業所や障がい当事者と協力して検討会を開催し、2016年に作成いたしました。</p> <p>同基準については、その後も市内事業所や障がい当事者と毎年意見交換会を行っております。いただいたご意見等は、今後の見直し等も視野にいれ、検討の参考とさせていただきます。</p>
41	<p>重度訪問介護の就寝時加算は現在3時間しか認められていないが、重度障がい者にとって、3時間では到底足りず、基本時間から補填せざるを</p>	

	<p>得ないため、日中に十分なサービスが受けられなく可能性も出てくる。睡眠時間は障がいがあってもなくても必要なものである。「加算」という形ではなく、必要な場合には、必要な分だけの介助時間数を追加できるような仕組みをお願いしたい。また、加算が認められるのにかなりの日数がかかる場合も多く、申請自体を諦めてしまうこともあると思う。申請があった場合にその都度会議を開くことなど、今よりも使いやすい仕組みを作っていただきたい。（同様意見他4件）</p>	
42	<p>P17に「必要としている人が支援を受けられるように周知していく必要がある」とあるが、具体的にどう周知するのか?また、周知しても実際にサービスが思うように受けられない経験をすると、かえって失望させることになりかねないので、現状を踏まえながらより具体的な支援目標を立てて欲しいです。</p>	<p>計画策定にあたり実施した調査において、サービスを使わない理由として「障害福祉サービスのことを知らない、分からない」と答えた人が多かったことから、市では、サービスの周知をはかっていくことが必要と考えています。</p> <p>7 情報アクセシビリティのことの主なとりくみ・重点施策15に記載のとおり、障害者手帳を持っていない人やサービスや支援機関を利用していない人も情報を取得しやすいよう、分かりやすい情報提供につとめてまいります。</p>
3日中活動・働くこと		
43	<p>市内には、生活介護事業所、特に医療的ケアや重い障がい(車椅子利用者含む)のある人の学校卒業後の受け入れ先が圧倒的に足りない。市内の拠点ごとにその様な場があれば、一カ所に集中することなく、受け入れ体勢にゆとりが出来る。事業所開</p>	<p>新規開設だけでなく既存の事業所も含め、特に重い障がいがある人の受け入れ先が増えるよう、重点施策6の中でとりくんでまいります。本計画では生活介護の利用者数の見込量を設定し、見込量に合った支援体制が確保できるよう施策を推進してま</p>

	設の積極的な支援をお願いしたい。 (同様意見他3件)	いります。なお、見込量の中には、重い障がいや医療的ケアのある人も含まれます。また、特定の事業所に集中する現状については、地域ごとのニーズを把握し、それをふまえたうえで開設を促進してまいります。
44	生活介護事業所、重い障がいや医療的ケアのある人の受け入れ先は量・質ともに明らかに不足している。医療職を含めた人手不足や金銭的な問題で、何処もギリギリの状況。市はヘルパーの育成や事業所への紹介なども同時に考えないと、言葉の一人歩きになってしまう。具体的な対策・目標を計画に盛り込み、事業所との情報共有や手厚い支援をお願いしたい。(同様意見他1件)	事業所支援のあり方については重点施策6、人材対策については重点施策20のとりくみで、年度ごとに具体的な目標値を設定し推進してまいります。
45	強度行動障がいについて、研修等もあるようですが、研修を受けてもその内容が実践されているのか疑問です。座学みの研修では、その内容を実践する人はごくわずかな上に、職場にそのやり方を受け入れる土壌がないと実践されないという話を聞きました。好事例集を作っても実践されないのでは意味がないと思います。好事例集を活用するための方策を考えてほしいと思います。	重点施策6の中で、好事例集の活用に向けた検討を行います。いただいたご意見をふまえ、実際に事業所で実践できるような方策についても検討してまいります。
46	医療的ケアのある重症心身障がい者が利用出来る短期入所施設が、慢性的に不足しています。コロナ禍で尚更、市内の短期入所先を利用することが家族としても安心できるのではと考えます。町田市内に新施設の開設を切に期待しているとともに、既存の事業所への改修改築、看護師配置などの予算措置を引き続き望んでいます。	医療的ケアを含めた特に重い障がいがある人のニーズが高いことをふまえ、短期入所の開設促進をはかってまいります。改修や改築の費用補助、看護職員等の配置加算は、東京都の制度があります。

47	<p>重度の身体障がい、今まで利用できた1日だけのショートステイが、このコロナ状況下で利用できなくなりました。施設側の利用基準が変わり、3日以上での長期利用のみ。私たち家族や本人の自立に向けた練習もできず、困惑しています。従来通り1日ショートステイができるよう対策をお願いします。</p>	<p>新型コロナウイルスに感染した場合の重症化リスクなども考慮して、各事業所において利用基準を検討している実情があります。今後も支援のあり方などについて注視してまいります。</p>
48	<p>市内には就労支援A型が1つしかない。A型を含め、作業所を増やしてほしい。発達障がい者のさまざまな特異性に適した選択ができるよう作業の種類を多様化し、それぞれの特徴を生かせる就労支援、事業所を支援、検討して欲しい。(同様意見他1件)</p>	<p>就労継続支援A型は雇用契約にもとづくため、最低賃金の確保が必要です。事業所は厳密な運営体制が求められており、事業者にとっては容易には開設しづらい現状があります。A型事業所が少ないこと、多様な作業のニーズがあることをふまえたうえで、開設を促進してまいります。</p>
49	<p>障がい当事者の日中活動の場の充実単に場所だけでなく、通所の楽しみや生きがいを実感出来る場所にして欲しいと思います。 通所してもつまらない所だと苦痛と感じ逆効果になります。</p>	<p>事業所の第三者評価では、利用者からアンケートで意見を伺う機会があります。各事業所に対する意見を活かして運営を改善できるよう、事業所の第三者評価受審の促進にとりくんでまいります。また、いただいたご意見をふまえ、日中活動系事業所の開設相談の際には、充実した活動内容の重要性について、事業者に対し説明してまいります。</p>
50	<p>日中活動については地域ニーズとも対応するため、単にケース紹介では活動拡大になるかははっきりしない。モデル事業を実施もしくは研究調査して、その効果について報告・公表すべきである。特に、市事業である障がい者スポーツ大会、まちだミュージックフェスティバル、障がい児スポ教室、障がい者青年学級についてはその意義・効果について利用者・福祉事業所のアンケートや第</p>	<p>いくつかの市事業に関しては、事業所へのアンケートの他、効果も含めた事業報告の公表など、部分的に実施しているところです。いただいたご意見を参考に、今後の施策に活かしてまいります。</p>

	三者評価など定期的に評価し、その結果を公表すべきである。	
51	<p>肢体障がい者でも、合併症として精神障がいになる方も多くいます。こういう方は、特に自宅にこもりがちになります。人手は必要ではありませんが、酷くなった人に支援を向けるのではなく、軽度の人も重複の人も利用できる医療、福祉、保健を、このコロナ禍だからこそ安全なコミュニティやカウンセリングや相談のできる地域活動センターを各地区に設置、活動できるような支援方針を構築して欲しい。</p>	<p>各地域の障がい者支援センターで相談等の支援をおこなっています。また、地域活動支援センターまちプラでは、各種プログラムや相談支援を実施しています。地域活動支援センターの増設は予定しておりませんが、ご意見として承ります。</p>
52	<p>「専門知識を持った方を中心として、精神・発達障がいの青年たちが安心して集える場所を確保してください」自己肯定感を高めた当事者が親亡き後も安心して暮らすことができるのは、老齡の親にも安心なことです。小さなことでもよいので、人のため社会のために役立つことをする幸福感を感じて、健康的な生活ができるような工夫を共有していける拠点を是非町田に作ってください。青年学級や障害者卓球教室の参加者のほとんどは身体・知的障害の方が中心だと思います。</p>	<p>自主活動やピアサポート等の事例研究のとりくみの中で、いただいたご意見を参考にさせていただきます。</p>
53	<p>身体障がいでも様々なサポートが必要なため、就労先を見つけるのに大変苦労した。現在、重度訪問介護を利用して就労することは認められていない。職場介助等助成金等は条件が多く、誰もが利用できるものではない。働きたいのに働けない・能力があるのに発揮する場所がない現状の</p>	<p>就労場所は広範囲にわたり、町田市の人々が様々な場所で就労するだけでなく、市外の人々が町田市内で就労することもあります。市区町村にて実施の判断が委ねられた事業ですが、この課題は特定の市区町村だけではなく、より広域的なものと考えます。他市とも連携を図りながら国や</p>

	<p>制度に疑問を感じずにはいられない。障がい者の就労へのハードルを解消し、多くの人が就労の場を得られるよう、雇用施策との連携による重度障がい者等就労支援特別事業を町田市でぜひ実施してほしい。ダイバーシティ推進の一環として実施し、障がい当事者の就労による地域貢献が当たり前になることを願う。（同様意見他1件）</p>	<p>東京都への課題提起・要望行動について検討していくとともに、引き続き、他のサービスも含めどのようなことができるか研究してまいります。</p>
54	<p>学校卒業後、障がい者枠で企業に就労したものの辞めた後、アルバイト等で生活している人たちは福祉に繋がっていない（切れてしまう）人が多く心配になります。就業・生活支援センターは、企業とか本人（親）から連絡がなければ、特にセンターの方から連絡を取ることはないのだと思いますが、定期的に連絡を取るなどして、繋がりが切れないようにできないもののでしょうか？こういう人たちは潜在的なサービスの利用ニーズがありながら情報の入手方法や手続き等の方法を知らなくて利用に繋がれていないと思います。</p>	<p>支援に繋がっていない人の場合は情報がなく、就労・生活支援センター等から連絡をとることは困難です。ただし、支援を受けていない人が就労の機会を求めてハローワークを利用する場合もあることから、ハローワークと就労・生活支援センターでは日頃から連携し支援にとりくんでいます。</p> <p>ニーズがありながらも情報や手続き方法が分からず困っている人に対しては、まずは利用できる支援機関を知っていただくことが必要と考えます。市では、重点施策15など「7情報アクセシビリティのこと」の分野のとりくみの中で、分かりやすい情報提供に努めてまいります。</p>
55	<p>精神障がい者や発達障がい者の就労場所の確保。一般の職場の仕事内容そのままではなく、データ入力のみなど発達障がいの特徴を加味した限定的な仕事や、個々の得意な部分を活かす仕事を考える工夫をし、雇用を生み出す提案を企業にしてほしい。就労場所を増やし、定期的な職場と本人との調整、定着支援をしてほしい。</p>	<p>現在、商工会議所やハローワーク、市内企業などと連携しながら、企業等の事業者向けのセミナーを支援しております。障がい特性の配慮や得意分野を活かした内容で、企業等が積極的に仕事を工夫し雇用を生み出す提案ができるよう、引きつづき企業等へ働きかけてまいります。</p> <p>また、就労定着支援サービスの利用促進をはかり、長く働きつづけられるよう施策を推進してまいります。</p>

		<p>なお、ハローワーク、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、東京しごと財団などの機関では、障がいがある人の就労の相談窓口となり、求人の開拓から職場定着支援まで、企業等の事業所へ専門的な支援をおこなっています。</p>
56	<p>発達障がいに特化した冊子を作成し、就労（一般就労、特例子会社、就労移行支援事業所、就労継続事業所）具体的リスト、就労実績などを記載してほしい。これに関連して、就労実績障がい理解と職場での定着を目的として事業所、雇用する企業側、ハローワーク、支援機関、そして本人が定期的に互いの困り感、問題点を共有し改善に向けた話し合いの場を設けてほしいです。</p>	<p>現状では、町田市では発達障がいに特化したガイドブック等は作成しておりません。障がい種別にかかわらず、網羅的な情報を掲載した「障がい者サービスガイドブック」の作成・配布をおこなっております。東京都では、東京都発達障害者支援センターのホームページ等で相談機関の一覧を掲載しております。特例子会社を含めた一般就労先については、ハローワークが相談窓口となります。就労移行支援事業所、就労継続事業所に関することは、地域の障がい者支援センターが相談窓口となります。冊子の作成については、今後の施策の参考にさせていただきます。</p> <p>本人、支援機関、企業等における話し合いの場については、支援機関による就労定着支援で、支援者の職場訪問等を通じて実施しております。</p>
57	<p>障がい者の就労支援として、単に働く場所を作るのではなく、その当事者自身が企業にとって必要な人材となるように、また当事者自身がそうなれるように仕事がしやすい環境を整備してもらえたらと思います。</p>	<p>商工会議所やハローワーク、市内企業などと連携しながら、企業等の事業者向けのセミナーを支援しております。このセミナーを通して、障がい者雇用の考え方や職場環境の整備について企業等に働きかけてまいります。</p>

58	<p>市の施設を新設する際には、可能な限り、障がい者が働く場をつくってほしい。</p> <p>働く場の確保とともに、広く市民と接する機会を得ることにより、理解を広げてほしい。</p>	<p>市施設における障がいがある人の働く場の確保について研究してまいります。なお、指定管理施設においては、指定管理者への要請事項として障がい者雇用について掲げております。</p>
4 相談すること		
59	<p>経済的な理由もあるが、医療機関に行かない、行かれないなどで、身体的や精神的に障がいになってしまった方など少なからずいます。そのような方々に民生委員や市役所の方が訪問し、福祉が受けられるように支援体制を強化してほしい。（同様意見他1件）</p>	<p>重点施策10において、課題を抱えつつも、相談先が分からず孤立してしまっている障がいがある人・家庭に対して、基幹相談支援センター（障がい福祉課）やその他関係機関が連携し、相談支援を行えるよう、支援体制の充実につとめてまいります。いただいたご意見は施策にとりくむ際の参考にさせていただきます。</p>
60	<p>障がい当事者がサービスを知らなかったり、サービスを知っていてもどのように生活の中で使うのか?サービスを使った生活の組み立て方がわからない方がいます。実際に自立生活へつなげて行けるよう介入していける立場の人間は必須だと考えます。障がいということを出さずに、「困り感」についてサービスが受けられるかもしれませんというようなアプローチ、初期段階から福祉がかかわれる環境を作ってほしいです。（同様意見他2件）</p>	<p>いただいたご意見を参考に、サービスを知らない、サービスを知っていても活用が難しい方の自立生活につながるような相談支援を行えるよう、相談支援体制の充実にとりくんでまいります。</p>
61	<p>発達障がいの特化した冊子を作してほしい。記載内容として、中高校生で障がいに気づいた人に福祉サポート校（通信制・単位制の説明、高校卒の資格取得等）都立・県立高（クリエイティブスクール、通信性等）の障がい、と同時に、進路の悩みや学習面での困難を理解し、進路の選</p>	<p>現状では、町田市では発達障がいに特化した冊子等は作成しておりませんが、障がい種別に関わらない「町田市障がい者サービスガイドブック」にて、網羅的なサービスのご案内をしております。発達障がいにつきましては、東京都発達障害者支援センターのホームページ等で相談機</p>

	<p>択肢をアドバイスできる教育面での専門家の配置。</p>	<p>関の一覧を掲載しております。東京都発達障害者支援センターにおいて専門相談を受け付けているほか、市内では障がい福祉課・地域の障がい者支援センター・保健所・児童発達支援センター（18歳以下）等が相談窓口となっております。</p> <p>各窓口で相談を受けた場合でも適切な相談先につなげるように、連携を行ってまいります。冊子の作成についてはご意見として賜り、今後の施策の参考にさせていただきます。</p>
62	<p>コロナ禍で利用を控えるサービスがあります。サービス等利用計画のモニタリングでも「コロナで利用控えた」で片づけられている人がたくさんいます。一方で、利用者の心理状態や体力・ストレス等に注目し、代替案を考えてくれたり、日中通っている施設の個別支援を一緒に見直してくれる相談支援員もいます。コロナ禍がいつまで続くのかわからない中、より一層利用者に寄り添った支援を受けられるような計画を考えてください。</p>	<p>いただいたご意見を参考に、利用者の状況に寄り添った計画相談支援が行えるよう、各障がい者支援センターへの技術的助言や、民間の相談支援事業所に対しての研修・連絡会等による支援体制の強化につとめてまいります。</p>
63	<p>相談支援について 各事業所の専門性に加え、立地の整備を早急に行ってください。車いすを利用される方、駅やバス停から雨にぬれずに行ける場所や車で行く場合も乗り降りしやすい駐車場の確保（1、2台では足りません）。目の不自由な方も駅やバス停から遠いところは大変危険です。支援センターの中には点字ブロックの案内がないところもあります。改善をお願いします。</p>	<p>各事業所の支援体制の強化については、重点施策9のなかでとりくんでまいります。また、各事業所の専門性・障がい者支援センターの利便性が向上するようつとめてまいります。</p>

64	<p>各支援センターに、発達障がい者、精神障がい者に関して知識や理解のある方に従事していただく。または、地域で分けるのとは別に、発達障がい者、精神障がい者専門の支援センターを作っていただく。現状、それぞれの支援センターによって得意分野に差があり、統一感がないように感じる。発達障がい者、精神障がい者に対して理解し、寄り添う対応ができていないところがあり、支援の格差が大きい。（同様意見他1件）</p>	<p>いただいたご意見を参考に、各地域の障がい者支援センター間での支援力を平準化し、利用者に寄り添った相談を行えるように、各障がい者支援センターへの技術的助言や研修等による支援体制の強化につとめてまいります。</p>
65	<p>地域割りの該当地域の支援センターは、我が家からは交通の便が悪く、非常に行きづらい。一方、別地域のセンターは徒歩圏内のため、希望によってはセンターを移すなど、柔軟な対応をお願いしたい。</p>	<p>申請手続きに関しましては、障がい福祉課をふくめ、各地域のいずれの障がい者支援センターでも可能となっております。</p> <p>相談支援に関する障がい者支援センターの管轄地域については、ご利用者様の居住の地区によって決定されています。ご理解のほどよろしくお願いたします。</p>
66	<p>地域連携協議会がいまだに町田市では整備されていないが、障がい者支援センターごとでは横断的な対応が難しいのではないか。地域間の相違はありながら、利用者は市内各地より集まるため、まずは地域・団体・関係者のムラとズレを埋める努力が必要ではないか。</p>	<p>いただいたご意見は、地域生活支援拠点等の設置にあたり、地域での体制づくりの施策のなかで参考にさせていただきます。</p>
67	<p>大人の発達障がいの方が計画相談を探してもほどこもいっぱいです。計画相談はとても重要な要素なので発達の人が計画相談をしてもらえらる専門の計画相談支援の事業所を開設・支援してほしい。</p>	<p>市内の計画相談支援事業所の支援力の充実にとりくむとともに、いただいたご意見は、計画相談支援事業所の開設相談の際に伝え、市内ニーズに合った事業所の開設が進むようとりくんでまいります。</p>

68	<p>市内相談窓口発達障がいの診断を受けている・いないに関わらず、本人の困り感を話せる、聞いてもらえる窓口の設置を求めます。</p>	<p>本計画では、困り事があっても相談先が分からなかったり、障がい福祉サービスにつながっていない人に対する情報提供について検討していく予定です。いただいたご意見は施策にとりくむ際の参考にさせていただきます。</p>
5 家庭を築くこと・家族を支えること		
69	<p>発達障がい者（精神障がい者）が家族に対してDV（暴言や暴力）を行う場合の当事者と家族の支援。具体的には、グループホームの入所など町田市の支援制度を申請する時に使える制度であるケアマネジャー（計画相談支援）を家族と当事者と関わる形につけられるようにしていただきたい。そして、医師、訪問看護、就労支援センター、家族が関わるNPO法人などとケアマネが調整・連携して当事者の自立に向けて、当事者と家族のサポートをしていただきたい。</p>	<p>本計画の重点施策4では「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた保健・医療・福祉の連携」を掲げ、精神障がいがある人が地域で暮らせるように、保健・医療・福祉関係者のネットワーク会議を設置する予定です。いただいたご意見は、施策にとりくむ際の参考にさせていただきます。</p>
70	<p>重点施策11について 医療的ケアを含む短期入所の施設が近くにほしいです。申し込みをしても既存の施設では入れない事が多いです。緊急一時についても医療的ケアの施設は島田療育センターしかなく利用している方がいると入れません。短期入所は1ヶ月～2ヶ月前の申し込みの為利用は難しく困ることが増えています。特に成人の場合は放課後等デイサービスなど利用できる所がないのでとても不便な状況です。レスパイトができる所は利用できるよう今後も支援して頂きたいです。</p>	<p>重点施策11においては、レスパイトケアを行う短期入所事業所の基盤整備にとりくむ予定です。 いただいたご意見をふまえ、医療的ケアを含む重度の障がいのある方が利用できる短期入所事業所の基盤整備にとりくんでまいります。</p>

71	<p>負担の大きい家族への支援 問題が表面化しないのは家族の犠牲の下に成り立っていることが多く、福祉の力を必要としています。助けを求める人を待つだけでなく、助けを求める人を探し出してください。</p>	<p>重点施策10において課題を抱えつつも孤立してしまっている障がいのある人・家族に対する情報提供や相談支援、訪問支援を行っていく予定です。 いただいたご意見は施策にとりくむ際の参考にさせていただきます。</p>
72	<p>障がい児や障がい者の家族を支える仕組みで、レスパイトケアだけでなく、もっと介入して生活訓練など出来るような仕組みがほしい。相談がたらい回しにならないようにしてほしい。</p>	<p>「障がいがある人を支えている家族に対しての相談支援の充実」についても、5 家庭を築くこと・家族を支えることの「主なとりくみ」に掲げております。いただいたご意見は施策に取り組む際の参考にさせていただきます。</p>
73	<p>重点施策11について 私の働いている事業所では宿泊を伴わない医療的ケアのある重度障がい児者レスパイト事業を補助金事業として長年町田市でやらせていただいております。施策にありますようにきょうだい支援家族支援が必要な方がいらっしゃるので、短期入所だけでなく、日中のレスパイトについても施策として出していただけたらと思います。今現行の制度では市区町村が行う重症心身障がい児（者）等在宅レスパイト事業が利用できるかと思っています</p>	<p>本計画においては、重点施策として、現在不足している重度の障がいがある人が利用できる短期入所事業所の基盤整備に取り組む予定となっております。 ご指摘の「重症心身障がい児（者）等在宅レスパイト事業」については、東京都や他市の状況を研究してまいります。 いただいたご意見は、施策に取り組む際の参考とさせていただきます。</p>
74	<p>全介助の障がい児が二人いる状況で、母親である私が突然の入院で身動きできない状態になった時、入院期間の緊急一時入所を申請したが不可の判定だった。ある程度の基準も設定しないとイケないと思いますが、状況次第で必要な時には柔軟に対応できることも必要かと思っています。</p>	<p>緊急一時入所については個別のケースごとに、基準に従って判断を行っております。 今後も、事案の緊急性を鑑み、実情に応じて対応してまいります。</p>

75	<p>女性の障がい者で結婚・出産・子育てをしてみたい人もいないかと思う。そういったことでもしてみたいと思ったときに、相談できる場所や支援体制が整っていれば、将来、人生の選択肢が広がり希望が持てるのではないかと思う。なので女性の障がい者に向けた支援体制（病院との連携、費用補助、車いすで入りやすい病院など）もより具体的に示してほしい。</p>	<p>障がいのある方の出産・子育てに関して、市では十分な事例把握ができておりません。いただいたご意見をふまえながら、次期計画期間においてピアサポート事例の研究を行うことを掲げます。</p>
76	<p>障がい当事者の出産経験、育児経験者（継続中）としては、ピアサポートはもうすでに研究している段階ではないと思われます。具体的にどう施策に盛り込んでいくかを明記していただきたいです。</p> <p>また、既存の障がい福祉サービスの障がい区分判定で受けられるサービスだけでなく、子育て支援も考慮して通常の福祉サービス以外のサービスも受けられるようにしてほしいです。</p> <p>さらに、妊娠初期からの心のサポート、子育て中の心のサポートは、ピアでしかなしえないことと感じています。そこをきちんと制度化し、住み慣れた街に住み続けられる施策へと繋げて行って欲しいと思います。</p>	<p>当事者による、出産・子育てに関するピアサポートについて市ではまだ十分な事例把握ができておりません。いただいたご意見をふまえながら、本計画期間において研究を行ってまいります。</p>
6 保健・医療のこと		
77	<p>重度の障がいの車いすの患者が18歳以上又は15歳以上のこともあります。小児科の受診を断られるケースが多発しています。その後の医療とのつながりに不安を感じています。特にてんかんなどの薬の調整が一番不安で、どこにお願いしたらいいのか、受け入れてもらえる病院が</p>	<p>いただいたご意見につきましては地域における医療の提供体制に関するものとして「まちだ健康づくり推進プラン（町田市保健医療計画）」を所管する部署に共有させていただきます。</p>

	あるのかが全く分からない状態です。町田市民病院の中に、ほかの病院にあるような生涯科があると市民の安心にもつながると思います。 (同様意見他2件)	
78	町田市民病院にNICUができ、助かる命が増えたことはありがたいことですが、それに伴い市内には重い障害や医療的ケアがある子どもも増えています。ぜひ成長後のことも (保健・医療・日中活動・働くこと)考えたプランをお願いします。	重い障がいや医療的ケアが必要であるなど、福祉的な支援が必要とされるお子様に関しては、子ども発達支援計画(障害児福祉計画)を策定し施策の推進にとりくんでおります。本計画では、各成長段階における切れ目のない支援を実現するために、子ども発達支援計画をはじめ、保健・医療、教育等の他の部門計画との整合性に留意しつつすすめております。障がいがあるお子様の成長後を見すえた計画になるよう引き続き検討をすすめてまいります。
79	重い障がいのある人の中には、てんかんや内部疾患などいくつもの小児期発症の疾患を重複していることも多く、成人期医療への移行が円滑に行われていません。診察や投薬を地域でと望む保護者は多いです。ぜひ「障がいがあっても受診できる市内の医療機関」について情報提供をお願いしたいとともに、小児期から成人まで地域で受診できるような医療体制をお願いしたいです。	いただいたご意見のうち、市内の医療の提供体制に関するものにつきましては、「まちだ健康づくり推進プラン(町田市保健医療計画)」を所管する部署に共有させていただきます。また、医療機関に関する情報提供に関しては、市や関係機関が障がいがある人の支援をする際に、引き続き必要に応じて実施してまいります。
80	町田市民病院が、他病院と連携を強化してもらえることを希望したいです。また、多摩市にある島田療育センターとも医療面だけではなく、日々の生活介護事業・グループホームなど生活面でも連携をとれるとよいかと思えます。	いただいたご意見につきましては、町田市民病院における他の医療機関及び地域との連携に関するご意見として、町田市民病院に共有させていただきます。
81	町田市全体の障がい者の医療発展のためにも、島田療育センターのよう	いただいたご意見のうち、市内の医療の提供体制に関するものにつつま

	<p>な専門の医療機関の誘致をお願いいたします。また、町田市以外の病院に通っている人たちも、市民病院や地域の病院で診察やお薬の処方箋を書いていただけるよう、働きかけや仲介を担うとりくみを考えてください。市内の病院にバリアフリー（心も含めて）を呼びかける機会を増やしてください。夜間の救急でもたらいまわしにならないようにするにはどうしたらよいのか、医療的ケアのある人・家族と一緒に考えてください。（同様意見他1件）</p>	<p>しては、「まちだ健康づくり推進プラン（町田市保健医療計画）」を所管する部署に共有させていただきます。また、市内の病院へのバリアフリー（心も含めて）の呼びかけに関するご意見につきましては、障害者差別解消法の普及啓発にとりくむとともに、法に基づく相談の機会等を通じ既存施設のバリアフリー化を含む環境の整備や合理的配慮についての助言等にとりくんでまいります。</p>
82	<p>市民病院に手話通訳を設置してほしい。</p>	<p>本計画では、市内の医療機関や金融機関、商業施設などに対し手話通訳の設置を要請することを重点事業としてかけ、とりくみをすすめてまいります。</p> <p>また、いただいたご意見につきましては、町田市民病院に共有させていただきます。</p>
83	<p>新型コロナで町田の保健所が市役所内にあることを初めて知りました。もっと市民に保健所の場所を知らせるようにお願いします。</p>	<p>保健所につきましては、市のホームページや障がい者サービスガイドブック等の各種媒体で周知を図っております。いただいたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。</p>
7 情報アクセシビリティのこと		
84	<p>緊急連絡（手話通訳）に至急連絡したいが、都合の良い人がわからない。連絡してもすぐに返信が来ず、都合が悪くて来られないと次の人を探すのが大変である。何人かに連絡しても対応してもらえない。連絡先が1本でFAX送信して探してもらい、決まったら連絡してもらおうシステムがよい。自分で見つかるまで探せというイメージはよくない。</p>	<p>市役所で通訳者を手配することができない閉庁時間帯の緊急連絡のため、現在は市や業者等による調整が難しい状況となっております。連絡方法に関する課題のご意見として承ります。</p>

85	<p>公共からの郵便物に点字もしくは音声コードの添付 視覚障がい者に墨字で送付されても見ることができません。点字または音声コードの添付により、申請ミスや納税ミスを防止</p>	<p>市では、職員向けに情報発信のルールをまとめたマニュアル「印刷物等のユニバーサルデザインルールブック」を活用し、職員向け研修等において、周知を図っております。一部の部署では、点字等によるお知らせの送付を実施していますが、市全体でさらにとりくんでいく必要があります。</p>
86	<p>重点施策13の「手話通訳の普及促進」について ①20年度の現状値が「設置要請」であれば21年度～23年度の目標値には「設置」という言葉が入るのではないのでしょうか?設置要請は目標(成果)にはならないです。 ②設置要請ではなく、真のニーズはろう者が意思疎通をとる場面において、手話の対応ができる人を計画的に増やすことではないのでしょうか?</p>	<p>①手話通訳者の設置などの合理的配慮は各事業者が行うこととなっており、市が設置することはできません。現在、市では、警察・裁判所・学校・病院といった人権や生命に関わる機関に設置を要請していますが、本計画期間ではこれらの機関に加え、金融機関や商業施設などにも範囲を広げ設置要請をおこないます。なお、素案の内容を分かりやすくするため、事業概要と目標値の文章を修正いたします。 ②意志疎通の支援人材については、登録試験の開催や養成講座の支援を通じて、人材確保・技術向上に努めてまいります。とりくみの方向性は「7 情報アクセシビリティのこと」に記載しております。</p>
87	<p>最近、聴覚障がい者の通信装置としてテレビ電話利用が増えています。来年4月から政府が認めた24時間電話リレー代理サービスが実施するのでテレビ電話として通信装置の聴覚障がい者の日常生活用具が適当です。町田市以外は対象がOKになっています。</p>	<p>日常生活用具の品目の見直しについては、近隣区市町村の状況等を注視しながら検討してまいります。</p>
88	<p>今は、情報を求めないと得られないことが多いです。病院や金融機関、商業施設などで情報がえられるよう</p>	<p>「7 情報アクセシビリティのこと」のとりくみの中で、障害者手帳をもっていない人や、サービスや支</p>

	<p>な施策が検討されていますが、もっと行政からアプローチしてもらえたらと思います。自発的にできない環境や状況の人にも必要な情報を積極的に届けるようになればと思います。</p>	<p>援機関を利用していない人も情報を取得しやすくなるよう、わかりやすい内容での情報提供につとめてまいります。</p>
<p>8 生活環境と安全・安心のこと</p>		
89	<p>点字ブロックや音響用信号、ガイドレール・スロープなどの設備が不十分です。一人で行動せざるを得ないことも多く、怖さや歩きにくさから外出をためらってしまいます。公共施設への点字ブロックの設置は一人歩きには必須ですが、たくさん行動する場所だけでなく住んでいる地域でも行動しているのです。予算が割り当てられず設備がないところで、不便を感じながら生活しています。よく利用するバス停付近は病院・薬局・コンビニの駐車場への車の出入りが頻繁で、ヒヤリとすることもしばしばです。町田市に多いレンガの歩道は、障がい者はもとより、高齢者やベビーカーにも不評です。ものすごく揺れるので車いすもつらくて、細い裏道を使ったりするので危ない思いをします。視覚障がい者や車いす利用者が、もう少し安心してくれないものではないでしょうか？（同様意見他3件）</p>	<p>まずはバリアフリー構想の計画に沿って地区ごとに整備を進めますが、生活圏内の設備の課題も含め、長期的に計画を立てながら整備にとりこんでまいります。</p> <p>レンガ調の歩道（インターロッキング舗装）については、車いすの走行などバリアフリー面を配慮した基準で整備しております。揺れがひどい場合は、舗装の整備不良や破損が生じている可能性もあるため、個別に市へご相談ください。</p>
90	<p>車椅子利用のドライバーの場合、運転席ドアを全開にしないと、車椅子で運転席まで入れません。近年コインパーキングが増えていますが、その殆どが車いす対応ではありません。乗降できるスペースがあっても、運転席側にロック板があると車椅子を置けず利用できません。コイ</p>	<p>市では、町田市福祉のまちづくり総合推進条例等に基づき、駐車場における障がい者駐車区画の整備を促進しています。ロック板が設置されているコインパーキングでの障がいがある人への配慮については、現状ではバリアフリー法等における規定はありませんが、障害者差別解消法に基づくとり</p>

	ンパーキングにも車椅子優先スペースを設置する等、行政としての働きかけは出来ないものでしょうか？	くみとして、合理的配慮やバリアフリー化を含む環境の整備について助言等をおこなってまいります。
91	学校内は階段だらけです。保護者が身体に障がいがある場合、そのあたりのことがネックになり保護者が保護者会や参観日を遠慮してしまう場合もあるのではないのでしょうか。学校につくまでの苦労を考えただけでもつらくなってしまいます。	学校側の障がい理解・合理的配慮が第一に必要と考えます。本計画では、広く市民・事業者（公的機関も含む）に障がい理解を広げる啓発活動にとりくんでまいります。設備整備については、学校施設バリアフリー化に関する国の動向などもふまえながら、ご意見を参考にさせていただきます。
92	「福祉輸送(介護・福祉タクシー、有償運送事業者)情報などの外出支援情報を知ることができます」という記述は、問題がないかのような印象を与え、きわめて不適切。介護福祉タクシーは事前予約制で高い、UDタクシーも予約したり呼んだりすると高いことをご存じですか？やまゆり号などの福祉輸送サービスは、予約期間や利用時間に制限があり、申込者が重なれば断られる。休日は会員でないと使えず、会員になるには負担が大きい。	民間事業者が実施する福祉輸送、タクシーは、各事業者が料金や会員制等の利用方法を設定しています。なお、市補助事業のやまゆり号運行サービス及び市民外出支援サービス（あいちゃん号）の利用については、単独で公共交通機関の利用が困難な方を対象に、広く多くの方にかつ公平に利用していただくため、利用対象者や利用回数等を定めています。また、限りのある運行台数において、可能な限り利用者の希望に添えることができるよう、予約のコーディネートに努めております。いただいたご意見をふまえ「2 暮らしやすさ」の分野にて、障がいがある人の移動を保障するための方策のあり方を検討してまいります。
93	鉄道では車いすあるいは視覚障がい者に対して援助者がいますが、車いすの場合降りる駅への連絡やスロープの担当を呼ぶなど2-30分かかり、思った時間に乗れません。また、バスには援助者がいません。せめて町田バスセンター及びターミナルに援助者を配置して混雑した場	民間事業のため、いただいたご意見は関係事業者に伝えていくほか、差別解消法に基づく合理的配慮についての助言等にとりくんでまいります。

	所より階段、エスカレーター、鉄道への誘導をお願いしたい。バス運転者が慣れていない、迷惑そうにする、ひどい時は怒鳴られたりします。	
94	コロナ禍の中で、相手との接触等を避ける行動を視覚障がい者が判断するのが難しいです。交通事故を避ける瞬時の行動は人間の判断が一番と考えます。通学や通勤に同行援護を使えるようにしてほしいです。予算のことがハードルを上げ、私たちの安心が保証されていません。有効な判断を進めていただきたい。	通学や通勤については広域的な課題であるため、国や東京都への課題提起・要望行動について検討していくとともに、引き続き、他のサービスも含めどのようなことができるか研究してまいります。
95	車椅子利用者優先の駐車スペースに、本来必要のない人が車を駐車してしまい、本当に必要な人が利用できないことは多々あります。駐車禁止等除外標章を持っていても、安全に・安心して駐車できる場所は極々少ないものです。	駐車や駐輪などのマナーの向上については、広報や啓発活動を実施してまいります。
96	避難所に行くことがかなり困難な状況です。自宅にいても気にかけてもらえることがわかるようにしてほしいです。避難所に行くことの難しい方がたくさんいるため、個々に対応できる支援をお願いします。スムーズに自宅から避難所まで移動できるように送迎サービスの仕組みを作っていただきたい。（同様意見他1件）	市では、災害発生時に自ら避難することが困難な方であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を必要とする方（身体障害者手帳1級2級、東京都愛の手帳1度2度、要介護度3から5のいずれかに該当している方）を対象とした「避難行動要支援者名簿」を作成し、平常時から関係機関や地域等と名簿を共有しています。なお、災害発生時は、個別の移送という形ではなく、名簿を共有する関係機関や地域等における重層的な避難支援体制の構築に取り組んでいます。
97	大雨情報、避難情報はメールで受信でき情報は伝わるようになっていきます。しかし実際に逃げられる状況にない方々への支援はどのようになっているのでしょうか？支援につながっていない手帳所持者の方々へ災害時の避難方法など、支援センターを	いただいたご意見は、今後、避難支援に関するとりくみを推進する際の参考にさせていただきます。

	中心に考えていただけたらと思います。	
98	避難行動要支援者名簿に名前が掲載されていることを本人に知らせてください。自治会等に協力の呼びかけをする場合、どんな協力が必要かを伝えなければ的確な準備ができません。そのためにも本人への確認が必要です。国の決まりで不可能ならば町田市独自の名簿を作成してください。災害時に本当に役立つ名簿が必要です。	身体障害者手帳1級2級、東京都愛の手帳1度2度、要介護度3から5のいずれかに該当している方を対象とした町田市独自の「避難行動要支援者名簿」を作成し、関係機関等（町内会・自治会においては提供を希望する団体のみ）と共有していることは、市ホームページ等において周知をしています。なお、町内会・自治会における災害時の要配慮者への支援方法等は、それぞれ地域の実情に応じて各々取り組んでいるところですが、その取組等をさらに進めるため、市では「町内会・自治会、自主防災組織の災害時における要配慮者把握マニュアル」を作成し、地域に取組の浸透を図っているところです。
99	昨年の台風の際、当事業所が避難所として会員の重度障害者を受け入れることがありました。これが長期になった場合、一事業所では限界もあり、避難の支援に残ることなど多くの職員は難しくなる。一事業所の頑張りを当てにするような防災対策ではなく、公の避難所に避難するのが困難な障がい者を大きな箱ではなく、計画的にまた地域事業として、日頃から支援している各事業所と支援センターや役所が連携して、障がい者の防災支援ができるように、計画を立て予算建てして欲しいです。	避難施設の体制としては、地域の学校等が避難施設となり、福祉事業所等は二次避難施設として機能します。事業所内での活動中に災害が発生した場合は、事業所ごとで避難支援をおこなう必要があります。ご意見のように一般の避難施設ではない事業所等での自主的な避難者の受け入れを含め、市役所との速やかな情報伝達・長期化した場合の二次避難施設移送に向けた連絡調整等の仕組みづくりが必要と考えます。公の避難所に避難できない人については、避難行動に関する支援としてとりくみをすすめてまいります。
100	避難所の数が少なく、1ヶ所に人が集まる。健常者なら、人込みや狭いところを移動することもできるが、	避難施設内の環境については、重点施策16の中で、障がいがある人に配慮したスペースの確保など避難体制

	障がいがあると、狭く混んでいる場所の利用は難しい。また、車いす対応のトイレが1つしかなかったり、自宅から行きにくい場所にあると利用しづらい。坂の上にある避難所では、車いす利用者は行くのが難しい。災害時に使えるように開設されるのが避難所なので、すべての人が使いやすいものにしてほしい。	の充実にとりくんでまいります。車いす対応のトイレはどの避難施設も多くはないため、ポータブルトイレなどの備品を各避難施設に配備する必要があると考えます。また、避難行動要支援者名簿をもとにした避難行動の支援体制づくりや、災害時等支援バンダナの活用をすすめてまいります。
101	障がい種別に特化した避難所や避難方法を確立してほしい。(例:行動障がいがあっても過ごせるスペースのある避難所、聴覚障がい者に合わせた手話通訳や要約筆記者のいる避難所)	障がいがある人の特性に配慮した支援・情報伝達をおこなう体制をととのえるほか、障がいがある人の避難施設における生活環境を保護し、特性に応じた適切なケアをおこなえるようにとりくんでまいります。いただいたご意見はこれらの施策を具体的に進める際に参考にさせていただきます。
102	障がい者支援センター（地域生活支援拠点）で面的整備を図り一時緊急避難所としての機能を持つ目標ですが、市内5か所でまかなえるとは思えません。実際の状況と大きくかけ離れたことを載せた、言葉だけの計画になっていないでしょうか？	地域生活支援拠点としての役割は、災害時の避難所としての機能ではなく、家族や介護者が急に不在となった時の短期入所や緊急受け入れ先の調整を行う役割となっております。
103	二次避難所になっている施設でもトイレの簡易ベッドやバッテリー等、設備が整っていないところがあります。地域との連携や二次避難所の連絡会等、設備と合わせて支援してください。自宅での安全な避難の仕方や準備しておいた方がよいもの等の情報提供も助かります。	物資については、二次避難施設の開設の際に一次避難施設（一般の避難施設）から移送します。支援の性質上特に設備が必要な人に対しては、個々に対応し、設備のある二次避難施設に移送できるよう検討いたします。また、二次避難施設の連絡会等は現在も実施しております。いただいたご意見は、施策の参考にさせていただきます。
9 差別をなくすこと・権利を守ること		

104	<p>いよいよ町田市でも障がい者差別を解消するための条例を制定されること。東京都や他県他市でもすでに制定されておりますので、それらを参考に、町田市独自のより良い条例を1日でも早く制定していただけるようお願いいたします。</p>	<p>障がい者差別の解消や障がい理解の促進につながるよう、他自治体の先行事例を参考にしながら、条例制定に向け検討をすすめてまいります。</p>
10 行政サービスのこと		
105	<p>広報に様々なイベントや各種公共・商業施設の案内がのるが、すなわち障がい者の参加・受け入れが可能かはわかりにくい。少なくとも市の広報や学校・大型商業施設、レジャー施設の案内に具体的な可否についての情報を明示し、受け入れの情報開示数をモニタリングしつつ、増やしていけるように方策を具体化してもらいたい。</p>	<p>市の広報では、イベントなどの案内で対象者の記載も行っております。対象者が限定されていない場合は、障がいの有無に関係なくすべての人の参加や受け入れが可能です。障がいがある人がイベントの参加や施設の利用に困ることのないよう、全庁的に障がい理解を深め、適切な配慮と支援をおこなってまいります。</p>
106	<p>なぜ発達障がいという障がい名が市役所窓口に表示されないのか。確かに知的、精神でもダメではないのですが、多様な表現も必要と思う。時代は変わってきているので昔ながらの表示を変えて、よりわかりやすく具体的に表示してほしい。窓口等に発達や高次脳機能などのパンフレット、チラシを置いてほしい。</p>	<p>市は、障がいの種別にかかわらず広く対応しているため、窓口で障がい種別を掲示しておりません。また、パンフレットやチラシについては、お問い合わせに応じてお渡しするなど、窓口での情報提供に努めてまいります。</p>
107	<p>福祉課内でも全く違う業務からの人事異動が頻繁にあるため、専門知識に欠ける職員さんも見受けられます。福祉の現場では長い見守り役が必要とするため、福祉関連に限定的な異動に定め意識向上を図ってほしいと思います。</p>	<p>市では、専任職制度として障がい福祉課を含めた福祉部門に限定した異動となる職員を配置しております。</p>

108	以前に福祉課の手話通訳に関して、失礼な対応をされ嫌な思いをした。通訳者が別の窓口で対応していたため受付を長時間待ち、実際の対応では待たせた謝罪もなく要件を聞かれたり、話し方が悪いこともあった。窓口対応の改善をしてほしい。	いただいたご指摘については、改善に努めてまいります。
109	役場のFAX番号は050ではなく042のものにしてほしい。FAX送信エラーがよく発生するので。	町田市役所では、電話回線、専用機器、用紙を必要とする従来のFAXをより効率的に運用するため、全庁的にインターネット回線(050)のFAXを導入しております。042の番号への変更は難しい状況ですが、ご意見として承ります。
110	町田の福祉予算、民生費について推移や財政比率、近隣自治体との比較などを通じ当事者にもわかるよう情報提供すべきである。	町田市の予算については、民生費など予算の内訳も含め町田市ホームページ、広報で情報提供をおこなっております。また、他自治体との比較は東京都がホームページ等で公表しています。
11 理解・協働のこと		
111	身体が不自由なため、保護者会や父兄参観等に参加する際に車を利用するのですが、学校の方針が変わり駐車場が利用できなくなりました。学校もいわば公共の施設だと思いますので、駐車場利用は障がい者はいつでもできるようにしていただきたいと思います。	いただいたご意見につきましては、学校を所管する教育委員会に情報共有させていただきます。本計画におけるとりくみとしましては、「障がいがある人が感じておられる困難(社会的障壁)」や「障がい」について、広く市民・事業者(公的機関も含む)に理解を広げる啓発活動にとりくんでまいります。
112	文部科学省も教育委員会による障がい者雇用が不十分であると述べています。町田市の教育委員会での障がい者雇用の実態はどのようなものでしょうか。また、小中学校ではどのくらいの障がい者の方が働いていらっしゃるのでしょうか。大人である私たちが、まず身近に障がいのある	小中学校で働く職員も含め、町田市教育委員会には障がいがある職員が複数在籍しています。2020年度の町田市教育委員会の障がい者雇用率は、2.43%であり、教育委員会の法定雇用率2.4%を達成しています。今後も市役所全体の法定雇用率達成に向けて、引き続き障がい者雇用の

	方とともに働き関係を築き多様な人を受け入れる経験をもつことによって、教育の現場でもその経験が生きてくるのではないかと思います。	推進に取り組んでまいります。いただいたご意見はその際の参考にさせていただきます。
113	現存するボランティアの発達障がい者家族会に対して関わってくださっている支援者への謝礼金の助成。	いただいたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。
114	重くても単一の障がいと最重度でなくとも重複した別々の障がいを持っているのでは、周りに溶け込むことに関してはどちらがしやすいかは明らかだと思う。障がいに限らず「大多数の人と同じ」ではない人が少しでも生きやすいようになってくれたらありがたいと思います。	障がいは個別性の高いもので状況は人によってさまざまあることを認識しております。 本計画では障がいがある人に関する施策を記載しておりますが、その実施にあたっては、さまざまな障がいや個別の状況に配慮してすすめてまいります。いただいたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。
115	支援者の人材確保が難しくなっています。人材育成も介助を継続していくための大切な要素です。こちらへかける費用が削られることがないようにお願いいたします。	支援人材の確保・育成に関しては課題として認識しております。 「理解・協働のこと」の分野における重点施策として支援人材対策事業にとりくんでまいります。
116	福祉人材の育成に力を入れてほしい。今はどこの事業所もヘルパー不足だというが、多くの障がい者はヘルパーがいないと自由に自己選択と自己決定をする生活自体が成り立たなくなってしまう。なので、福祉の講習会などを開いて幅広い年齢層が福祉分野に興味を持てるように取り組んでほしい。	いただいたご意見は今後の参考にさせていただきます。
117	市職員、教員全員への人権啓発を徹底するべきではないか。	本計画では、人権啓発に関することとして、障がいや障がい者差別についての理解促進と普及啓発にとりくんでまいります。 いただいたご意見はその際の参考にさせていただきます。

118	市役所の方も、市議会議員の方も、「障がい者」になる日を作ってみただけませんか？一日朝自宅から帰宅するまで、車椅子体験、目が見えない体験、耳が聞こえない体験、ついでにベビーカーを使ってみるなどです。	行政に携わる人間の障がい理解が重要であることを認識しております。いただいたご意見につきましては、「理解・協働のこと」の分野における重点施策である理解促進研修・啓発事業に取り組む際の参考にさせていただきます。
119	世界自閉症啓発デー、発達障がい啓発週間に合わせた取り組みをしてほしい。10月の乳がん予防月間に、中央図書館での特設コーナーの設置や、ピンクリボンを活用した普及啓発活動、ライトアップ、ポスターの掲示などの活動が行われたが、発達障がい啓発週間にも、ぜひブルーのシンボルカラーを使った、同様の取り組みをお願いしたい。	いただいたご意見につきましては、「理解・協働のこと」の分野における重点施策である理解促進研修・啓発事業に取り組むさいの具体的な提案として受け止めさせていただき、今後の参考にさせていただきます。
120	発達障がいの子を持つ親の会、当事者（成人年代）の会を立ち上げていただきたい。かつて成人期発達障がい者の家族グループがまちプラの前身コラボでありました。発達に特化した理解しあえる会でした。そうした場となる当事者会や親の会は自費運営されていることが多く、維持継続が苦しいのが実情です。市の支援サービス情報の一つとして当事者会、親の会を紹介していただき、場所の確保を求めます。（同様意見他4件）	障がい者サービスガイドブック等を通じ、当事者会や親の会の情報提供に引き続きとりくんでまいります。いただいたご意見は今後の参考にさせていただきます。
第3章 計画の実現に向けて		
121	計画の推進のために…④庁内の連携と市職員の意識向上について 以前、市職員の言葉に辛い思いをしたことがあります。この内容はぜひ取り組んでほしいことです。「当事者の思いを想像できる余裕」があれば実現できると思います。	障がい理解や障がい者差別の解消にむけた取り組みの一環として市職員の理解促進にとりくんでまいります。いただいたご意見はその際の参考にさせていただきます。

その他		
122	<p>昨年実施の実態調査に参加いたしました。その時の調査票や今回の概要版を読んで感じたことですが、文章にふられたルビは誰を対象にしたものでしょうか？知的に障がいのある人は、ルビがふられても内容を理解できないことがあると思います。最近外国人の為に「やさしい日本語」で表記する自治体が増えています。この表記は、外国人だけでなく障がいのある人や高齢者にもわかりやすくなっています。町田市でも是非進めてください。</p>	<p>知的に障がいがある人等にも本計画の内容が理解しやすいものであることが重要であると認識しております。いただいたご意見につきましては、わかりやすい計画を策定するために参考にさせていただきます。</p>
123	<p>こういうものの作成にも障がい者を含めたスタッフでお願いしたい。</p>	<p>ご意見いただいた内容は重要なこととして認識しております。市では、障害者権利条約のスローガン「わたしたち抜きに、わたしたちのことを決めないで」を大切に考えています。</p> <p>本計画の策定にあたっては、その作業を町田市障がい者施策推進協議会の障がい者計画部会でおこなってまいりました。この部会は障害者権利条約の理念を念頭に、過半数を障がい当事者と当事者家族で構成しております。</p>
124	<p>(質問) 町田市障がい者施策推進協議会の構成メンバーとそのプロフィール、選ばれた理由を教えてください。その会に希望すれば当事者やその関係者支援者も参加同席することは可能でしょうか。</p>	<p>町田市障がい者施策推進条例に基づき、障がい者施策に関して学識経験を有する方や各分野（福祉、保健・医療、経済、教育、雇用など）において有識のある団体（障がい者団体を含む）から推薦いただいた方に就任いただいています。委員名簿等につきましては、町田市ホームページで公開しております。</p> <p>(トップページ→医療・福祉→障がい者のための福祉→障がい福祉課か</p>

		<p>らのお知らせ→町田市障がい者施策推進協議会)</p> <p>また、現在、障がい当事者の方を含め、公募委員の募集は行っておりませんが、ご希望の方は会議を傍聴いただくことが可能です。</p>
--	--	--